

(別 紙)

蒲情審答申第57号

(諮問第54号)

件名：平成24年12月17日に公平委員会の口頭審理が行われた際に、蒲郡市職員下村明が操作したICレコーダ2台が記載されている、実施機関（蒲郡市長）が管理する備品台帳のうち、最新のもののほか1件の非公開（文書不存在）決定に関する件

答 申

蒲郡市長（以下「実施機関」という。）が、「平成24年12月17日に公平委員会の口頭審理が行われた際に、蒲郡市職員下村明が操作したICレコーダ2台が記載されている、実施機関が管理する備品台帳のうち、最新のもの及び当該ICレコーダ2台とは異なるICレコーダが掲載されている、実施機関が管理する備品台帳のうち、ICレコーダが掲載されているページのみで最新のもの（以下「本件対象文書」という。）」について、不存在を理由として非公開としたことは妥当である。

1 異議申立てに至る経過等

(1) 公文書の公開の請求

異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成25年3月18日付けで実施機関に対して、蒲郡市情報公開条例（平成10年蒲郡市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、本件対象文書の公開の請求を行った。

(2) 公文書の特定及び処分

実施機関は、申立人の請求の内容を、実施機関が管理する備品台帳のうち、ICレコーダが記載されているものと解し、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を申立人に平成25年4月1日付けで通知した。

(3) 異議申立て

申立人は、本件処分を不服として、平成25年5月14日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

(2) 申立人の主張要旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張している理由は、次のとおり要約される。

ア 実施機関の本件処分の理由は、「A. 保有しているICレコーダは、実施機関の備品の定義に該当せず、1万円以下の消耗品として取り扱っていることか

ら、備品台帳には記載されていない。B. よって、I Cレコーダが記載された備品台帳が存在しない。」ということである。

イ 審査会には、すべてのI Cレコーダの支出に関する書類をすべて調査し、備品の定義を確認した上で、備品台帳への掲載用件に該当していないか確認していただきたい。

ウ 蒲郡市には、堂々と不正を繰り返す機関が存在するのが現実である。

エ 非公開理由がない場合には、公開しなければならない。

オ なお、過去の審査会の答中には、「…事務局職員をして…」という記載が見受けられるが、著しく不適切である。なぜなら、審査会は、公正・公平を担保するために設置された独立の機関であるにもかかわらず、その事務局職員は、不正の実績のある市長部局の職員が兼務している現実があるためである。よって、「…事務局職員をして…」とする審査は認められない。

カ 加えて、ただ聞き取りをしたのみで、「…合理性が認められる。」であったり、「…不自然な点は見当たらない。」といったような記載が見受けられるが、審査をしているのか疑問である。不自然であっても、「…不自然な点は見当たらない。」といった感覚では、実施機関の聞き取りをしても、事実関係を把握することはできない。

キ ただの実施機関の聞き取りではなく、審査会の実事確認による審査を求める。

3 実施機関の説明

実施機関が、理由書で主張している理由は、次のとおりである。

I Cレコーダは保有しているが、蒲郡市物品管理規則（昭和63年蒲郡市規則第13号。平成25年蒲郡市規則第20号による改正前のもの。以下「規則」という。）第4条に規定する取得額が1万円以下の消耗品であるため、備品台帳には記載されていない。

したがって、公開の請求に係る文書を保有していない。

4 審査会の判断

条例第5条に規定されているとおり、何人も公文書の公開を請求する権利が保障されている。しかし、請求権が認められる前提として、請求時に当該公文書が現実に存在し、実施機関がこれを保有・管理している状態でなければならない。

当審査会は、本件対象文書の存否について双方の主張する内容を踏まえて次のとおり検討した。

規則第35条では「課等の長は、…備品又は重要備品を取得したときは、備品・重要備品台帳を作成し、物品出納員又は物品取扱員に交付しなければならない。」と備品台帳について規定している。また、規則第4条第3号に規定する消耗品の定義には、「…1品の取得又は見積価格が1万円未満の物品。ただし、市長が備品として取り扱う必要があると認めるものを除く。」とあり、当該消耗品は市長が必要

と認める場合を除き、備品又は重要備品に当たらず、備品台帳に記載されないことが分かる。

当審査会は、当審査会の事務局職員をして、実施機関の備品台帳及びICレコーダの購入に係る支出調書を確認させたところ、実施機関が主張しているとおりに、備品台帳にICレコーダは掲載されておらず、実施機関で購入されたICレコーダの価格も1万円未満であることが確認された。

なお、申立人は、当審査会の事務局職員が他の機関の職務を兼務していて不公平であると主張しているが、当該事務局職員は当審査会の命に従い、職務を行っているうえ、事務局職員が審査を行い判断しているわけではないため、申立人の主張は不適當である。

よって、実施機関が不存在を理由として非公開とした決定は、妥当なものと認められる。

5 申立人のその他の主張について

申立人は、異議申立書及び意見書においてその他諸々主張をしているが、いずれも本件の審議とは直接の関連はなく、当審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

以上のことから、当審査会は冒頭のとおり判断する。

○審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成25年 5月28日	実施機関からの諮問（総務部行政課）
平成25年 7月 3日	実施機関から理由書收受
平成25年10月30日	申立人から意見書收受
平成26年 1月24日	審議
平成26年10月17日	事務局による報告
平成27年 6月18日	審議
平成27年11月20日	審議及び答申の検討

※本件は、申立人からの口頭意見陳述の希望はなかった。